



事務連絡
令和6年7月2日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引開始に伴う準備について

日頃より、精神障害者保健福祉手帳制度の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引の対象に精神障害者が追加されたことに伴い、「身体障害者、知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（通知）」の一部改正について（令和6年7月2日障発0702第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正について（令和6年7月2日障発0702第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「実施要領改正通知」という。）により、その取扱いを通知したところです。各自治体におかれましては、精神保健福祉センター、医療機関等の関係者のほか、管内市町村、精神障害者保健福祉手帳の保有者等に周知いただき、下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1. 精神障害者保健福祉手帳の対応

実施要領改正通知の適用日以降は、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）別紙様式4に基づき、精神障害者保健福祉手帳を交付していただきたいと考えています。

一方、実施要領改正通知による改正前の様式に基づき交付された又は交付する精神障害者保健福祉手帳については、当該手帳を交付された者の申出に応じて、第一種精神障害者又は第二種精神障害者のいずれかに該当することを、精神障害者保健福祉手帳の備考欄等に記載する又はスタンプを貼付して証明する等の対応をお願いいたします。

なお、実施要領の第2の1の（5）において、「手帳の交付申請は、精神障害者本人が行うものとするが、家族、医療機関職員等が手帳の申請手続の代行をす

ることは差し支えない」としていることを踏まえ、当該申出についても同様の取扱いとして差し支えありません。

2. 制度導入の周知

旅客鉄道株式会社等の精神障害者に対する旅客運賃の割引を受けるためには、第一種精神障害者、第二種精神障害者の別が明記された精神障害者保健福祉手帳を旅客鉄道株式会社等に提示することが必要です。

そのため、貴部（局）におかれては、実施要領改正通知の適用日より前に精神障害者保健福祉手帳が交付された者に対し、旅客運賃の割引を受けるためには、1. の申出が必要である旨を周知していただくなど、円滑な施行にご協力をお願いいたします。

（担当者）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係
TEL 03-5253-1111（内線 3064）